

2 手帳の交付申請は、どこで行うのですか？

手帳の申請窓口は、お住まいの市区町村役場です。

手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障害があることを証明するものです。

障害の区分に応じて、次のとおり手帳が交付されます。

身体障害のある方・・・身体障害者手帳

知的障害のある方・・・療育手帳（名古屋市内の方については、愛護手帳）

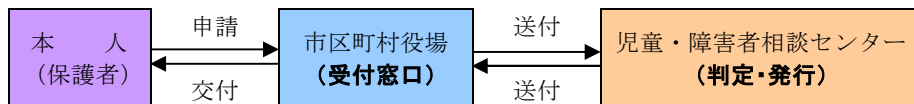
精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳

戦傷病者の方・・・戦傷病者手帳

手続きの流れは下図のとおりですが、名古屋市及び中核市（豊橋市、岡崎市及び豊田市）にお住まいの方については、一部異なることがあります。

また、手帳の交付を受けた後に障害の程度に変更があった場合にも、申請時と同様の手続きが必要となります。

○身体障害者手帳

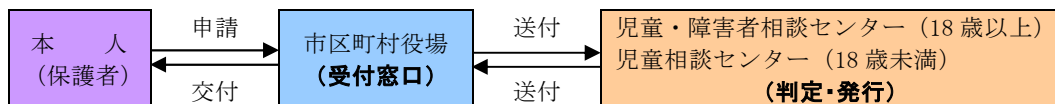


※中央・西三河・東三河 児童・障害者相談センターで行っています。

●申請に必要な書類等

- ①身体障害者手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ②指定医師の意見を付した診断書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ③写真（上半身・正面・脱帽・1年以内のもの・縦4cm×横3cm）
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ④印鑑（自署の場合は不要）
- ⑤個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

○療育手帳

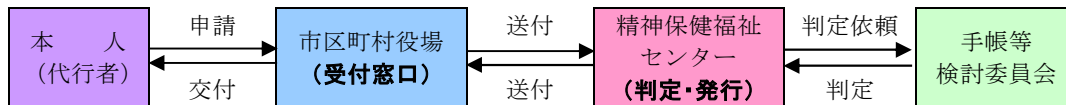


※一部の市町村では、18歳未満の方についても児童・障害者相談センターが所管しています。

●申請に必要な書類等

- ①療育手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ②写真（上半身・正面・脱帽・縦4cm×横3cm）
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）
- ③印鑑（自署の場合は不要）

○精神障害者保健福祉手帳



●申請に必要な書類等

(1) 診断書による申請の場合

- ①精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ②写真（上半身 縦4cm×横3cm）
（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布で覆うことも可能です。）

- ③印鑑
- ④手帳用の診断書
- ⑤個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

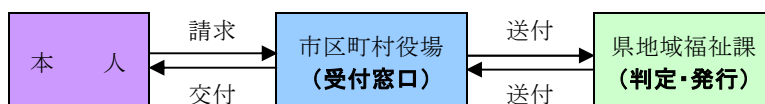
※①と④の用紙は市区町村役場（精神保健福祉担当課）及び障害福祉課ホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>（ダウンロード）にあります。

(2) 障害年金証書等の写しによる申請の場合

- ①精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ②写真（上半身 縦4cm×横3cm）
- ③印鑑
- ④年金証書等の写し
- ⑤年金等の振込通知書又は振り込まれた預金通帳
- ⑥同意書
- ⑦個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）

※①の用紙は市区町村役場（精神保健福祉担当課）及び医務課ホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>（ダウンロード）にあります。

○戦傷病者手帳



●申請に必要な書類等(傷病恩給等の受給者の場合)

- ①戦傷病者手帳交付申請書（用紙は市区町村役場にあります。）
- ②恩給証書等の写し又は裁定通知書の写し
- ③住民票の写し（本籍地の記載されたもの）
- ④写真（上半身 縦4cm×横3cm）2枚
- ⑤印鑑（自署の場合は不要）
- ⑥個人番号（マイナンバー）の番号確認及び身元確認ができる書類
（ご不明な場合は、市区町村役場にお尋ねください。）